

事務連絡
令和6年6月12日

各市区町村
ローカル10,000プロジェクト担当課 御中

総務省地域力創造グループ地域政策課

ローカル10,000プロジェクト及び ローカルスタートアップ支援制度の推進に係る事業の募集について

日頃より地域活性化の推進のため、格別の御配慮と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。
総務省では、地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する起業・新規事業を支援し、地域の経済循環を創出・拡大させるため、「ローカル10,000プロジェクト」を活用する事業を含め、事業立ち上げの各段階に応じて支援する「ローカルスタートアップ支援制度」を令和5年度から創設し、地域でのスタートアップを幅広く支援することとしておりますので、積極的に御活用いただけますと幸いです。

なお、ローカル10,000プロジェクト担当課におかれては、下記の内容を庁内部局にもれなく周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）について

産学金官の連携のもと、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業を全国各地で立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」について、令和6年度は以下のとおり実施いたします。

なお、これまで交付決定を受けた事業は、農林水産、商工・観光振興、環境エネルギー、教育等多岐の分野にわたり、地域経済の循環や雇用の創出に繋がっております。ローカル10,000プロジェクト担当課におかれては、庁内部局にもれなく周知いただき、本交付金の活用を検討いただくとともに、交付金申請に当たっては、庁内取りまとめの上、以下の書類を御提出ください。

また、応募の際は、都道府県市区町村担当課にもあわせて情報共有してください。

(1) 令和6年度の改正事項

①融資元の拡充

奄美群島振興開発基金による融資を融資元に追加

また、民間クラウドファンディングを活用した資金の活用を受ける事業を対象に追加

②重点支援項目の補助率の変更

生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業について、補助率を9/10とする

(2) 令和6年度の重点支援項目

生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費9/10】

脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

※脱炭素に先駆的に取り組む「脱炭素先行地域」に選定された団体及び分散型エネ

ルギーインフラプロジェクトに採択された団体からの申請については、重点的に相談・審査を実施

(3) 提出書類等

ア 提出書類（事業毎に調製願います。）

- ①地域経済循環創造事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）
※ 実施計画書別記様式第1号-1及び第1号-2を提出すること。
- ②交付対象経費の根拠となる見積書
- ③事業概要ポンチ絵
- ④その他応募事業に係る説明資料（任意）
※ 要綱別記様式第1号（以下「交付申請書」という。）については、実施計画書の審査後に提出していただくこととします。

イ 提出期限

随時受け付けます。 交付決定のスケジュールについては、エを参照願います。

ウ 提出方法及び提出先

電子データによる。

（提出先）総務省地域力創造グループ地域政策課：chisei@soumu.go.jp

※ 送付する電子データが大容量となる場合は、別途御連絡ください。
大容量ファイル転送システムを御案内いたします。

エ 交付決定スケジュール（予定）

実施計画書等提出時期	交付決定時期（予定）
毎月10日とりまとめ	翌月下旬

※ 交付決定時期は応募事業数の多寡等により、多少前後することがあります。

※ 毎月10日（土日祝の場合は、直前の開庁日）までに応募いただいた事業についてとりまとめ、有識者審査を経た後、交付申請書を提出いただき、応募の翌月下旬の交付決定を予定しています。

オ その他

事前の相談を広く受け付けていますので、御不明な点については、下記担当者までお問い合わせください。

以下のURL（総務省HP内）において、本事業についての概要やハンドブック、優良事例等掲載しております。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html

ローカルスタートアップ関連施策支援推進会議（例年1月～3月頃に総務省が関係省庁と共催）において、本事業及び活用事例を紹介しております。以下のURL（総務省HP内）に資料を掲載しておりますので、参考に御覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/r03junkankaigi.html

2. ローカル 10,000 プロジェクト（地方単独事業）について

ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）に準じて、市町村が地方単独事業として、民間事業者の初期投資費用に対して市町村が金融機関等の融資等と協調して公費により支援する場合、その必要となる経費について令和 6 年度から特別交付税措置を講じることとしました。

また、ローカルスタートアップ支援制度推進要綱に記載した特別交付税措置について、毎年度、12 月に当該年度に係る経費の交付決定がなされる予定であり、総務省に報告時点で見込額を報告する場合は、把握可能な適切な額を御報告ください。

算定様式等は、「特別交付税の額の算定に用いる基礎数値照会」でお示しいたします。

なお、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 127 条第 1 項に基づく創業支援等事業計画を作成済若しくは策定中の団体に対して特別交付税措置を講じておりますので、御留意願います。

3. ローカルスタートアップ支援制度について

地域資源を活用し地域課題の解決に資する地域密着型事業の創業を支援するため、「ローカル 10,000 プロジェクト」や、地方財政措置、既存の関連措置（地域おこし協力隊等に対する起業支援、ふるさと納税を活用した起業支援等）と合わせて「ローカルスタートアップ支援制度」として令和 5 年度からパッケージ化しました。

「ローカルスタートアップ支援制度推進要綱（令和 6 年 3 月 29 日（総行政第 79 号）制定）」に基づき、積極的な活用を御検討いただきたく存じます。

また、ローカルスタートアップ推進要綱に記載した特別交付税措置について、毎年度、12 月に当該年度に係る経費の交付決定がなされる予定であり、総務省に報告時点で見込額を報告する場合は、把握可能な適切な額を御報告ください。

算定様式等は、「特別交付税の額の算定に用いる基礎数値照会」でお示しいたします。

なお、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 127 条第 1 項に基づく創業支援等事業計画を作成済若しくは策定中の団体に対して特別交付税措置を講じておりますので、御留意願います。

※「地域おこし協力隊員等の起業・事業承継」及び、「ふるさと起業家支援プロジェクト」に係る特別交付税措置は、創業支援等事業計画を未策定の団体も対象になります。

4. ローカル 10,000 プロジェクトの事業創出に向けたビジネスコンテストの開催支援（地域経済循環創造事業交付金）について

地域における新たな創業シーズを掘り起こし、地域における課題解決に資する地域密着型のスタートアップを生み出していくため、地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）の事業創出につなげていくためのビジネスコンテストを都道府県又は市区町村が開催する場合、必要となる経費への支援について、令和 6 年度から以下のとおり実施いたします。

ア 提出書類

- ①交付要綱別記様式第 1 号
- ②応募事業に係る説明資料（任意様式）
- ③交付対象経費の根拠となる見積書

イ 提出期限

随時受け付けます。

ウ 提出方法及び提出先

電子データによる。

(提出先) 総務省地域力創造グループ地域政策課 : chisei@soumu.go.jp

※ 送付する電子データが大容量となる場合は、別途御連絡ください。
大容量ファイル転送システムを御案内いたします。

エ 交付決定スケジュール (予定)

申請後、順次交付決定を行います。

オ その他

事前の相談を広く受け付けていますので、御不明な点については、下記担当者までお問い合わせください。

(連絡先) 総務省地域力創造グループ地域政策課
住 所 : 〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2
担 当 : 中津留係長、 <u>金澤事務官</u> 北海事務官、服部事務官
電 話 : 03-5253-5523
メー ル : chisei@soumu.go.jp